

令和5年度 公文書開示（1月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R5.11.22	R6.1.19	商店街リノベーション支援事業における〇〇向け支援業務委託に係る実績報告書（平成30年度から令和2年度まで）	1065		1													<p>(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は個人に関する情報で特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。</p> <p>(7条3号) 事業者の内部管理情報等であり、公にすることにより当該事業者の事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるため。</p> <p>(7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため</p> <p>(7条6号) 今後の事業の適正な遂行に支障をきたすため。</p>	産業労働局商工部地域産業振興課